

改正建築基準法・建築物省エネ法施行日前後の建築確認の申請について

日本タリアセン株式会社

平素より当社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
令和7年4月1日より施行される建築基準法および建築物省エネ法の大改正に伴い、建築確認の申請受付や確認済証の交付が大変混雑することが予想されます。
つきましては、施行日前後における建築確認申請スケジュールについて以下の通り、目安をご案内させていただきます。

■令和7年3月末までに着工を予定する物件の本申請期限の目安

建築区分		申請受付日	補正完了予定日
4号特例建築物等 (法6条の4・型式適合)	消防同意あり	令和7年3月3日	令和7年3月21日
	消防同意なし	令和7年3月7日	令和7年3月21日
その他建築物		令和7年2月18日	令和7年3月19日

【着工の定義】 継続的工事の着手であり、杭打工事開始、根切工事開始、地質改良工事開始 等
(着工に該当しないもの：現場の整地、遣り方、仮囲いの設置、地盤調査の掘削 等)

■注意事項

- ※上記スケジュールは令和7年3月末までの確認済証交付をお約束するものではありません。
- ※申請受付は、提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないものに限りです。
- ※施行日前に確認済証交付されても、令和7年4月1日施行日以降に着工する物件については、改正法の適用が必要となります。
- ※新法適用建築物の申請について、施行日前にお預かりする対応となります。本受付については、令和7年4月1日以降とさせていただきます。
- ※省エネ適合性判定の引受日および性能評価活用は、令和7年4月1日以降とさせていただきます。